

不確実性が高い状況の中で 監査人はいかに『判断』したのか

監査時間確保への努力

5月4日、政府は緊急事態宣言を5月末日まで延長することを発表した。これにより、3月決算の会計監査はさらに困難なものになった。

金融庁が設置した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、株主総会日程の後ろ倒しなど柔軟な対応を企業に要請したが、日程変更を行った企業は100社余りに止まり、監査は例年ど

おり概ね5月中に終わらせることが求められた。緊急事態宣言下、監査手続はリモートワークでの実施が中心となり、しかもコロナ感染によるロックダウンは、世界各国で発生している。海外子会社・事業所を持つグローバル企業に関して、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手するのに困難な状況も見受けられた。

5月7日、手塚正彦日本公認会計士協会会長は「会長声明」を発出し、政府等の要請を順守した行動を継続するよう要請するとともに、財務情報開示の適正性を担保することの重要性を改めて強調し

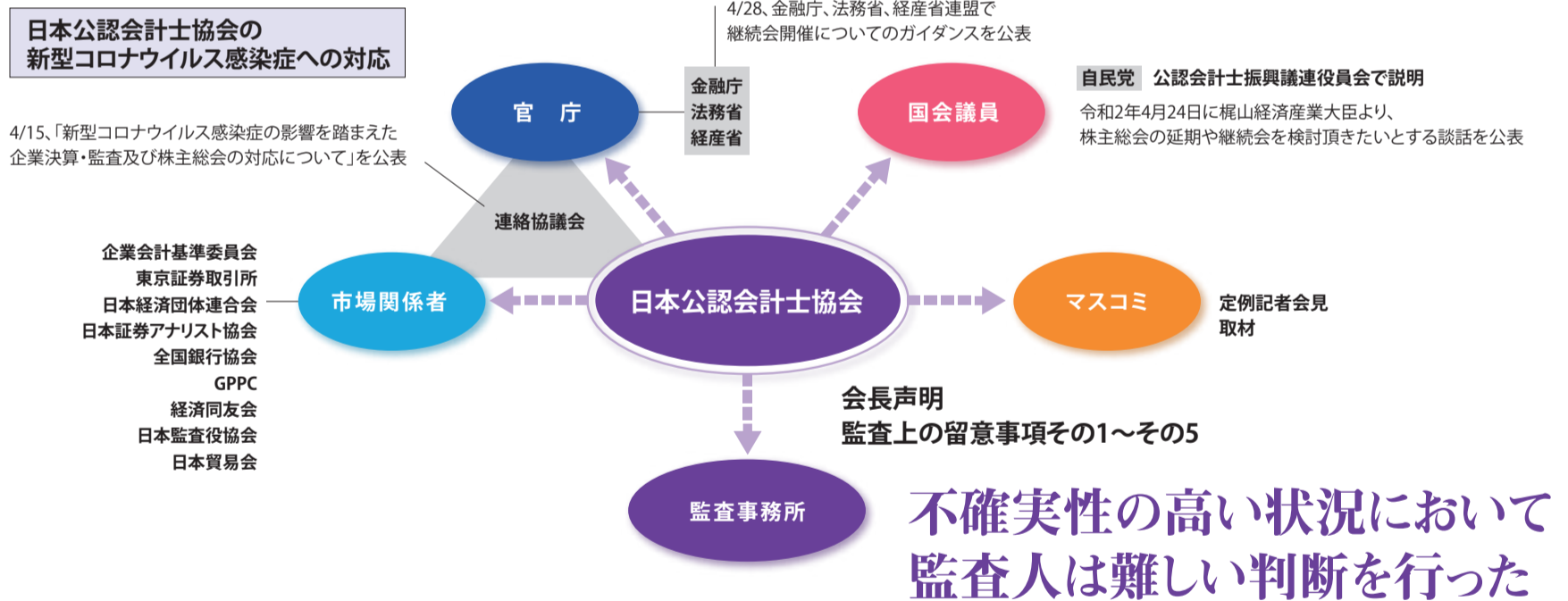
た。どのような状況下にあっても、会計監査人は、企業が投資家に対して「明確で、信頼でき、透明性のある有用な情報」を提供することを担保しなければならない。そのためには十分な監査時間が必須であり、定時株主総会の延期または継続会の開催の必要性について、企業と十分に議論するよう監査人に求めた。

非常事態下における 監査手続の指針

一方で、日本公認会計士協会は非常

事態下における監査上の留意事項を次々と公表した。監査は、確かな監査証拠のもとに意見を形成する判断の積み重ねである。日本公認会計士協会は十分な監査証拠が得られない場合の代替手続を示し、それでも十分かつ適切な監査証拠が得られない場合は「除外事項付意見」とするガイドラインを示した。

その内容(その1~その5)を読めば、不確実性の高い状況下における監査がいかに難しいかがわかる。監査人は、日本公認会計士協会が示した監査上の留意事項を指針として最終判断に向かっていった。



監査人が『判断』の指針とした監査上の留意事項(概要)

(その1)代替手続について

- ・実地棚卸の立会ができなかった場合、棚卸以前に取得した特定の品目について、棚卸後の販売記録を閲覧するなどの代替手続で棚卸日の実在性及び状態についての監査証拠とすることができる場合がある。
- ・海外に所在する金融機関や企業から確認回答の複写を電子メール等で入手する場合、回答者が実際に回答を送信したかを電話により確かめる等、実在性と回収可能性の評価の検討が必要。
- ・往査が制限され、監査証拠を電子媒体などにより間接的に受け取る場合、情報が加工される可能性があることに留意。

(その2)会計上の見積りの取扱い

- ・会計上の見積りの監査が困難であることを理由に監査意見を表明できないという判断は、慎重になされるべきである。
- ・会計上の見積りの合理性の判断を行う際には、企業が悲観的でもなく、楽観的でもない仮定に基づく見積りを行っていることを確かめる。監査人が、過度に悲観的な予測を行い重要な虚偽表示と判断することや、経営者の過度に楽観的な会計上の見積りを許容することは適切ではない。

(その4)損失の取扱い

- ・自治体などの要請・声明により、営業停止、イベント中止などを行なった場合、店舗等の固定費やイベント準備費用には臨時性があり、特別損失の要件を満たしうと考慮される。
- ・工場等においても、自治体等の要請に応じ異常な操業度の低下があった場合、特別損失の要件を満たしうと考慮される。
- ・企業が最善の見積りを行った結果として見積もられた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないものと考えられる。

(その5)会社法の監査意見形成にあたっての留意点

- ・代替手続によっても十分かつ適切な監査証拠が入手できず、重要な虚偽表示の可能性がある場合で、その影響が広範ではないときは「限定付適正意見」、広範であるときは「意見不表明」となる。
- ・財務諸表に及ぼす影響の範囲が広範であるかどうかは、職業的専門家としての判断に基づく。
- ・新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響を財務報告においてどのように取り扱ったかについて、経営者に対し書面による陳述を要請し、監査人に提供された情報等の網羅性を確認することが必要な場合もある。

国会質疑で 政府を動かす国会議員

資本市場の健全性を守るために、国会議員も動き始めた。新型コロナウイルス感染症拡大により発生した会計上、監査上の問題について、公認会計士国会議員が中心となって国会で取り上げ、会計や監査が持つ本来の性質について正しい理解を求めた。また経営者の意識を高めるために、内部統制と内部通報制度の一体整備も求めていった。

会計基準や監査基準の 適応について

日吉雄太 衆議院議員 / 公認会計士 (国民民主党) 衆議院財務金融委員会

2020年4月10日



日吉雄太 衆議院議員

日吉議員 4月3日の日経新聞で、減損見送り・会計ルールの適応を弾力化することでコロナに伴う業績悪化を和らげるといった記載がありました。これは、会計基準そのものの見直しはしないということでしょうか。

麻生大臣 見直しません。政府の緊急経済対策の実施を考慮した上で、現行の会計基準の下で柔軟な判断を行なってもらいたいということです。

日吉議員 店舗や工場等の減損処理について、機械的にルールを適用せず柔軟に対応を求めるといった記事内容は事実ですか。

金融庁 現行の会計基準は変えず、コロナウイルスの影響だけでなく、政府の経済

対策が今後実施されていくことも考慮に入れた上で、柔軟な判断を行っていただくことが重要という趣旨です。

日吉議員 ゴーイングコンサーン(継続企業の前提)に疑義が生じた場合の財務諸表への注記について、コロナの拡大に伴う不透明感が漂う間はすぐに適用しなくて良いようにするという記事内容は事実ですか。

金融庁 個々の企業の判断になりますが、コロナウイルスの影響だけではなく、政府の緊急経済対策を考慮し、実態に応じた判断をすることを企業に期待しています。

日吉議員 様々な配慮は必要だと思いますが、まずは実態を把握することが大事ですので、事実を認定する会計基準の尺度を変えるべきではないと強く思っています。将来の事業計画・利益の見積もりについて、精度を緩和することを検討していますか。

金融庁 会計上の見積もりを含む会計基準の考え方自体の変更はありませんが、コ

ロウイルスの影響を踏まえた実務上の対応は、連絡協議会等で議論していきます。

日吉議員 会計上の見積もりの精度を下げることになれば、全員で粉飾決算をしているような状態になりかねないため、会計上の見積もりの精度を落とすべきではありません。

日本公認会計士協会から、有報の提出期限及び定時総会開催時期の一律延期対応が必要という会長声明が公表されていますが、一律の延長対応は可能か、金融庁、法務省、それぞれお答えください。

金融庁 有報の提出時期は、財務(支)局長の承認により延長を認める旨を2月10日にウェブサイトで公表し、連絡協議会にも共有しています。企業が個別の申請を行わず、一律に提出期限延長を承認するかは今後、連絡協議会等で議論していきたいと思います。

法務省 定時株主総会開催時期は元々一律に定められていないため、コロナウイルスの影響を踏まえ、各企業で検討いただくべきことであると考えています。

株主総会の続行期間について

浜田昌良 参議院議員 (公明党) 参議院予算委員会

2020年4月30日

浜田議員 有価証券報告書の提出期限は、金融庁の判断で9月末まで一律延長されました。一方、法務省は株主総会が続行の決議をして後日、継続会を開催する場合に、いつまでに継続会を開催しなければならないかについて明言はしていません。法務省の見解をお聞かせください。

法務省 株主総会の続行期間については会社法に明文の規定はなく、解釈に委ねられています。金融庁が主催した連絡協議会の4月15日付の声明文においては、合理的な期間内に継続会を開催することとされています。株主総会と継続会は同一性を有するものですので、その間隔があまりにも長期間となるのは適切ではありませんが、感染症に関する今後の状況、各社の個別の事情も踏まえて解釈されることとなりますので、一律に期間の上限を示すことは困難です。有価証券報告書の提出期限が9月末まで延長されたことなどを踏まえま

すと、当初の株主総会から3ヶ月を超えないことが一定の目安になると考えています。金融庁、経済産業省とともに、継続会を開催する場合における留意点等を整理して4月28日に公表しました。今後もその周知に努めてまいります。



浜田昌良 参議院議員

通常国会の衆議院消費者特別委員会で 成立した公益通報者保護法改正法 について

武村展英 衆議院議員 / 公認会計士 (自民党)
消費者問題に関する特別委員会

2020年5月19日

武村議員 公益通報者保護法について、法改正は形式だけではなく、法律をどう運用していくかが重要です。このあとの指針をどう定めていくのかお伺いします。

消費者庁 通報者に対する不利益な取扱いを禁止すること、通報に関する情報の共有範囲を公益通報担当者や管理責任者にとどめること、通報者に対する不利益な取扱いをした者への懲戒などを定め運用することを指針で示していきます。

武村議員 内部通報制度は、企業が自ら自浄作用を果たせるかどうかの内部統制の最後の砦です。自己宣言認証制度など企業価値を上げるよい取組みがありますので、こうした施策は続けていただき、通報制度が実効的に運用されるよう取り組んでください。

内部通報制度の法改正が、財務諸表監査に及ぼす影響について、金融庁はどうお考えですか。

金融庁 これまで不正会計を発見できなかった一因として、内部通報制度が機能していなかったことがあり、窓口の存在の周知徹底、通報者が安心して意見を言える制度とすることが提言されました。今回の法改正の結果、経営者などに対する牽制機能が働き、質の高い財務諸表監査が可能になることを期待しています。

武村議員 日本公認会計士協会は、この15年から20年、ひたすら不正発見の姿勢を強化してまいりました。しかし内部通報制度を含む内部統制は、経営者や担当者の共謀によって無効化されることがあり、経営者自身の意識を高めなければ実効性は上がっていきません。私は最終的には経営者不正に対しては、罰則の強化が必要だと思います。これについて金融庁の見解をお聞かせください。

金融庁 実効的な牽制機能を働かせるために刑事上、行政上、民事上の制裁などいろいろな方策が用意されています。このうち刑事上の責任について有価証券報告書などの虚偽記載は、経済犯罪のなかではもっとも厳しい水準とされています。牽制機能の発揮状況については常に問題意識を高く持ち、適切に対応してまいります。

武村議員 経営者の意識を高めていくために、内部統制、内部通報制度を一体として整備して、ぜひとも消費者庁、金融庁の皆様には取り組んでいただきたいと思います。



武村展英 衆議院議員

政治連盟会費の納付についてお願い

(「預金口座自動振替」制度をご利用ください)

会費納入にあたりましては、5月上旬に送付しました「払込取扱票(コンビニ利用可)」をご利用ください。(あずさ、あらた、仰星、三優、新日本、太陽、トーマツ、東陽、みりの各監査法人所属の方々には、法人本部を通してお願いしております。)払込取扱票をご希望の方はお問い合わせください。

政治連盟会費(年額)

公認会計士12,000円

準会員1,200円

なお、会費の納付に便利な「預金口座自動振替」制度(年1回引落し)をご利用ください。

【お問合せ】日本公認会計士政治連盟事務局 ☎ 03-3515-1155 FAX 03-5226-3354